

平成 30 年 7 月 6 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

平成 30 年度「きた北海道食コンテンツ活用推進事業」
委託業務に係る事業提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度「きた北海道食コンテンツ活用推進事業」

2. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ「日本のてっぺん。きた北海道ルート」（申請者：「きた北海道広域観光周遊ルート推進協議会」）が平成 28 年 6 月に国土交通大臣認定され、その事業対象地域である 5（総合）振興局内（石狩、空知、上川、宗谷、留萌）ではこれまで、これらの地域に外国人観光客を増加させるために、地域の観光資源を磨き上げ、魅力を発信するための各種取組を進めてきた。

そのような中、道央から道北にかけてのきた北海道地域では質の高い食材を活用した多彩な料理や食品が提供されているにもかかわらず、地域を訪れる外国人観光客は言葉の違いや地域の食関連情報の少なさなどから、地域の食を堪能する機会を逸していることも少なくない。また、飲食店や食品販売事業者においても、外国人観光客への効果的な情報発信や接客などを課題と認識していることから、受入環境の整備や更なる食コンテンツの磨き上げ、効果的な情報発信などで外国人観光客の満足度をより高めることにより、当該地域への外国人観光客の誘客促進に寄与することを目的とする。

3. 実施期間 契約締結日～平成 31 年 3 月 8 日

4. 委託事業者向け事業説明会

日時：平成 30 年 7 月 12 日（木） 16:00～17:00

会場：公社 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、平成 30 年 7 月 11 日（水）正午までに、メール
或いは FAX にてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援事業部
観光開発支援グループ 小笠原
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-Mail：y_ogasawara@visithkd.or.jp

FAX 回答用紙

平成 30 年 7 月 11 日 (水) 正午必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : y_ogasawara@visithkd.or.jp

北海道観光振興機構 地域支援事業部

観光開発支援グループ 小笠原 宛

平成 30 年度「きた北海道食コンテンツ活用推進事業」委託事業者向け事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先			
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

1. 事業目的

観光庁が設置した「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」での審査を踏まえ「日本のてっぺん。きた北海道ルート」（申請者：「きた北海道広域観光周遊ルート推進協議会」）が平成 28 年 6 月に国土交通大臣認定され、その事業対象地域である 5（総合）振興局内（石狩、空知、上川、宗谷、留萌）ではこれまで、これらの地域に外国人観光客を増加させるために、地域の観光資源を磨き上げ、魅力を発信するための各種取組を進めてきた。

そのような中、道央から道北にかけてのきた北海道地域では質の高い食材を活用した多彩な料理や食品が提供されているにもかかわらず、地域を訪れる外国人観光客は言葉の違いや地域の食関連情報の少なさなどから、地域の食を堪能する機会を逸していることも少なくない。また、飲食店や食品販売事業者においても、外国人観光客への効果的な情報発信や接客などを課題と認識していることから、受入環境の整備や更なる食コンテンツの磨き上げ、効果的な情報発信などで外国人観光客の満足度をより高めることにより、当該地域への外国人観光客の誘客促進に寄与することを目的とする。

2. 事業対象地域

広域観光周遊ルート「日本のてっぺん。きた北海道ルート」形成促進地域
（石狩、空知、上川（南部を除く）、留萌、宗谷の 5 振興局地域内）

※上川南部…上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 事業提案応募条件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 道内に本社若しくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、または特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団体の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
 - ③ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。
 - ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責

任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～平成31年3月8日

(2) 業務スケジュール

7月6日(金)	事業提案募集の公示・事業提案指示書、資料の配布開始
7月12日(木) 16:00～	事業提案説明会
7月19日(木) 12:00	事業提案参加表明締切
7月27日(金) 12:00	事業提案書の提出期限
8月上旬	事業提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始
3月8日(金)	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

7. 参加表明

事業提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、事業提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：平成30年7月19日(木) 12:00

(2) 表明内容：「事業者名」、「担当者名」、「連絡先」

※コンソーシアムを組む場合は、「コンソーシアム名」と「構成員名」も記載すること。

(3) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 観光開発支援グループ (担当：小笠原)

TEL 011-231-2900 Email: y_ogasawara@visithkd.or.jp

(4) 表明方法：メールにて行うこと(様式は任意、メール本文で可)。

8. 委託業務内容

(1) 「食」コンテンツに関する検討会の開催

下記対象地域において、専門家を交えて検討会を実施すること。

実施にあたっては、食に精通した専門家を招請し、地域食材を活用したメニューの開発や既存のメニューの改良等を支援すること。参加を希望した飲食店等店舗のほか、自治体、観光協会等地元の観光団体にも参加を呼びかけて実施すること。

実施内容：各地域において、外国人を意識したメニューの検討、専門家によるメニューの開発・改良支援、地域食材の活用に関する検討などを行う検討会の開催

対象地域：8地域(稚内、旭川、留萌、岩見沢、札幌のほか、参加店舗の所在地を勘案して3カ所を選定し、実施すること。)

参集範囲：飲食店、食品販売事業者など

実施時期：8月～11月

(2) インバウンド受入環境整備セミナー、相談会の開催

下記対象地域でインバウンド受入環境整備セミナーと相談会を開催する。参加店舗が実施後、自発的且つ積極的に外国人観光客受入に取り組む機運を高める内容とする。

飲食店、食品販売事業者などを参集し、各地域で1回程度開催すること。なおセミナーと相談会は同日開催を可能とする。

実施内容：

① インバウンド受入環境整備セミナー

・外国人観光客受入のノウハウや具体的な事例の紹介、接遇のポイントなどについて

② 受入環境整備に関する相談会

・外国人観光客の受入環境整備等に関する相談を受け付け、専門家によるアドバイス等を行うこと。

対象地域：宗谷、上川、留萌、空知、石狩

参集範囲：飲食店、食品販売事業者など

実施時期：8月～11月

(3) インバウンド受入に関する各店舗への個別支援

当事業に参加した店舗ごとに多言語対応メニューや販促用多言語 POP などを制作すること。そのうち、希望する店舗は個々に外国人を意識したメニュー開発、並びに既存メニューの磨き上げを行い、その店舗に対し、必要に応じてアドバイスや個別相談などの支援を行うこと。

なお、多言語対応メニューの制作にあたっては、協議会公式ウェブサイトの掲載内容等を参考とし、海外の食文化やアレルギー等に考慮した表示を提案し、実施すること。

支援内容：参加した全店舗を対象に多言語対応メニュー制作、店内販促用 POP 制作・ポスター制作

希望する店舗を対象に新メニュー開発、既存メニューの改良等の支援を行うこと。

対応言語：英語、中国語（簡体字、繁体字）、タイ語

目 標：外国人受入環境整備事業者 75 店舗、新メニュー開発 10 品

実施時期：10月から1月

(4) 外国人による「食」コンテンツの検証

各店舗が行うメニュー開発に関して、道内在住の外国人留学生や食関係に詳しい外国人有識者等を招請し、各店舗等において地域食材や料理、外国人が好む食、外国人への対応など、受け入れに関しての意見交換や食材、料理等の可能性の検証、課題の抽出などを行うこと。実施にあたっては、メニュー開発店舗を対象として地域ごとにまとめて実施すること。

招請者：道内在住の外国人留学生、食に詳しい外国人有識者など

対象地域：石狩、空知、上川、宗谷、留萌

(5) 外国人観光客に対する情報発信

きた北海道地域の食コンテンツを活用し、次の情報発信を行うこと。ただし、下記①については、以下に示す方法以上に効果的な方法があれば、これに変わって提案することも可能とする。

①動画の制作及びウェブ広告等による展開

きた北海道地域の魅力をPRするための短尺動画を、素材を有効活用して10本程度制作すること。

また、制作した動画を SNS 等のウェブ広告等に活用し、当該事業のウェブサイト（The Top of Japan Northern Hokkaido）への誘因を図ること。ウェブ広告等の展開にあたっては、対象市場に対し最も有効と考えられる方法を提案し、実施すること。

- ・きた北海道地域の自然・景観・体験などといった、きた北海道に優位性のあるコンテンツ等に、「豊かな食」を効果的に組み合わせた10秒程度のPR動画を10本程度制作し、SNS等のウェブ広告等に活用すること。
- ・制作する10本程度の動画について、それぞれのテーマや訴求ポイントなどの説明を添えて提案すること。
- ・動画制作に必要な動画・音源等の素材は受注者において入手する、また観光機構や各観光協会等が著作権を有する2次利用活用可能な動画等を再編集して使用することも可能とする。

- ・納品された映像の著作権は観光機構に帰属する。
- ・制作にあたり、第三者が権利を有する動画・画像等を使用する際には、成果品の使用用途をふまえて第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担と責任は、すべて受注者が負うこととする。

対象市場：台湾、香港、タイ

実施時期：11月～3月

成果目標：ウェブ広告視聴回数 150,000 回以上

②外国語パンフレットの制作

着地型として拠点地域での観光施設、ホテル、レンタカー会社等で配布する目的のパンフレットを制作すること。パンフレットには、きた北海道エリアの紹介や参加店舗の紹介、メニュー紹介などを記載するほか、協議会ウェブサイトを紹介するなど、外国人観光客が情報を収集しやすい内容とすること。

制作形態：カラーA4、10ページ程度

対象言語：英語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語

制作部数：英語、中国語（簡体字・繁体字）各 1,200 部

タイ語 400 部

計 4,000 部

③協議会公式ウェブサイトの改修

協議会公式ウェブサイト（The Top of Japan Northern Hokkaido）について次の改修を行うほか、利用者の利便性向上や、当該地域への旅行意欲の向上に資する改修を行うこと。

言語については協議会ウェブ構成に合わせ、日本語及び外国語（英語、中国語（繁体字・簡体字）、タイ語）に対応するものとする。ウェブサイトの改修にあたっては観光機構と必要な調整を行ったうえで実施すること。

① 食メニュー紹介ページの改修

当事業において開発するメニューの掲載、旬の食材カレンダーの更新など

② その他食に関するコンテンツの提案

協議会公式ウェブサイトに掲載されている食関連ページやコンテンツのほか、外国人観光客に訴求する効果的なコンテンツがあれば提案し、実施すること。

・実施時期：11月～3月

・対象サイト：協議会公式ウェブサイト (<http://www.northern-hokkaido.com/ja/>)

(6) 事業実施報告書の提出

事業終了後、事業の実施内容と成果を報告書として提出すること。

9. 予算上限額

32,314 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10. 事業提案書及び見積り依頼内容

事業提案書作成にあたっては、事業提案の考え方のほか、下記の項目について事業提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、事業提案者の業務担当者名については、提出する事業提案書の1部のみに記載

し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

11. 事業提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。

12. 事業提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：小笠原）
TEL 011-231-2900 Email: y_ogasawara@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 平成30年7月27日（金）12:00
- (4) 提出方法 持参または郵送による。
※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

13. 事業提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ企画提案書提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は、予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

提案された事業実施内容が、各地域の現状、課題に即し地域のニーズに合致したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。

(3) 業務遂行能力

提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、事業提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁が平成30年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上